

## 『第4回国立市国民保護協議会』会議議事録

1 日 時 平成25年1月17日(木) 午後1時30分～午後2時30分

2 場 所 国立市役所 2階委員会室

3 出席委員(23名) 別紙のとおり

4 議事の件名及び概要並びに議決事項

(1) 開 会

・総務部防災課長、加藤課長より開会

(2) 会長(市長)あいさつ

・会長(市長)よりあいさつ

(3) 議事開始

・会長(市長)

(4) 資料確認

・事務局、箕島

(6) 議事1

・第3回会議議事録について

事務局、箕島

・内容について諮った結果、了承されました。

質疑：なし 議事録は、市のホームページに掲載いたします。

(7) 議事2 国立市国民保護計画(素案)の変更箇所一覧について及び議事3、国立市国民保護計画(素案、第5編・資料編)の審議について

・事務局 鈴木 変更箇所一覧を説明

「各委員等から提出されました変更箇所26ヶ所を変更前、変更後、変更理由について配布資料の変更箇所一覧表及び第3回会議時の提案に基づく修正についてを説明、既に郵送にて配布いたしました素案は、第2回目の会議でご説明した変更箇所と本日ご説明する変更箇所の両方を反映したものとなっております。」

最初に、変更箇所No1、「4 計画の見直し、変更手続き」ですが、変更理由として、東京都の国民保護計画の趣旨を踏まえ文言を追加したものでございます。次に、No2、素案17頁～18頁をお開き下さい。第2編平素からの備え、第1章組織・体制の整備等の1「市の各部課における平素の業務」でございませぬ。赤字の部分を加筆訂正したものであります。なお、変更前と変更後の表は、別紙1-1と1-2で比較させていただいておりますので併せてご覧下さい。

これは、先般の防災対策等推進会議で協議を行い、また、新しい行政組織改

正も含めて変更したものであります。次に、No3、素案の21頁をお開き下さい。「国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧」でございますが、これは特定物資の意味を追加し、併せて行政組織の改正も含めて変更したものでございます。変更前と変更後の比較表は、別紙2でございます。また、素案の57頁は同じものの再度の掲載でございます。次に、No4、素案の31頁をお開き下さい。被災情報の収集・報告系統ですが、変更前と変更後の表は別紙3-1と3-2、4頁と5頁でございます。これも、防災対策等推進会議にて協議し行政組織改正に合わせたものでございます。次に、No5、素案の38頁をお開き下さい。5避難施設の指定の協力、避難施設の区分ですが、これは、別紙の「第3回会議時の提案に基づく修正について」をご覧ください。前回、委員の方から自衛隊の立川駐屯地付近の避難施設は好ましくないとのご意見を伺い事務局で検討した結果、避難施設を変更したものでございます。変更前、変更後の比較表は別紙4、6頁で比較をさせていただいておりますので併せてご覧下さい。次に、No6、素案の44頁をお開き下さい。第3編、武力攻撃事態等への対処で、変更前、変更後の比較表は、別紙5、7頁のとおりでございますので併せてご覧下さい。市緊急事態連絡室の構成等でございますが、これも防災対策等推進会議において協議変更し、新しい行政組織の名称となっております。次に、No7、素案45頁をお開き下さい。(3) 関係機関への支援の要請でございますが、これは、別紙の「第3回会議時の提案に基づく修正について」をご覧ください。前回、委員の方から遠隔地との連携強化をもっと取り入れたらいいのではというご提案がございました。このご提案についての修正ですが、現在、国立市では兵庫県芦屋市と三重県伊賀市の二つの都市と災害時における相互応援に関する協定を結んでおります。委員さんのご提案のとおり素案の中に「支援要請先を確保するため遠隔地の市町村との協定締結に努める」と文言を追加いたしました。また、素案の22頁には、関係機関との連携体制の整備が掲載されておりますが、それらを最大限に活用し万全の体制を図りたいと考えております。更に、友好都市や姉妹都市など遠隔地に係る協定については、関係機関のご意見を十分伺いながら検討を重ねたいと考えております。次にNo8、素案46頁をお開き下さい。2の武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応ですが、変更前と変更後の比較表は、別紙6-1、6-2、8頁と9頁で比較をさせていただいておりますので併せてご覧下さい。事案覚知等から事態認定、本部設置指定に至る過程を図示し、わかりやすく示したものであります。これについても、防災対策等推進会議において協議されたものでございます。次に、No9、④市対策本部の開設ですが、第3回の国民保護協議会にて委員さんのご提案によりまして語句を追加したものでございます。次に、No10、素案48頁をお開き下さい。(3) 市対策本部の組織構成及び機能ですが、変更前、変更後の比較表を別紙7の10頁に比較をさせていただいておりますので併せてご覧下さい。これも防災対策等推進会議において、市対策本部の各部の

役割を簡潔にし、語句の適正化を図ったものであります。行政組織の改正も含んでおります。次に、No11、素案49頁、50頁をお開き下さい。市の各部署における武力攻撃事態における業務でございます。この49頁と50頁は、訂正が生じたので本日配布いたしましたものに差し替えをお願いいたします。変更前、変更後の比較表を別紙8-1と8-2、11頁から13頁で比較をさせていただいておりますので併せてご覧下さい。これも防災対策等推進会議において、業務内容を見直し変更したものでございます。行政組織の改正も含んでおります。次に、No12、No13、No14は、要配慮者から要援護者への語句の修正でございます。議会等から一般的な表現である要援護者とすべきではないかとのご意見があり、防災対策等推進会議に諮り決定したものであります。

・会長（市長）

説明が長くなりますので、一旦ここまでNo1からNo14までの中で何かご意見、ご質疑がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。それではご意見等が無いようなのでこのまま続けさせていただきます。

・事務局 鈴木

次にNo15、これは、第3回国民保護協議会にて委員の提案により語句を追加したものであります。次にNo16、弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、BC弾頭）のところですが、No19も併せて説明いたします。これは、「第3回会議時の提案に基づく修正について」をご覧下さい。変更箇所一覧No16、No19でございます。前回、委員の方から国立市の地域実情に合わせた計画の作成をとのご提案により、市の現況にあった語句に変更したものでございます。素案68頁の地下街と地下駅舎等の表現を削除。そして、素案82頁の地下街を削除いたしました。次にNo17とNo18をご覧下さい。(3)安否情報の整理と2都に対する報告でございますが、これは、安否情報システムを国が開発し、運用開始を踏まえたことによる記述の修正でございます。次に、No20、②生物剤による攻撃の場合ですが、これは行政組織の変更に伴うものでございます。次に、No21、第1章応急の復旧のところですが、これは市町村モデル計画に基づき語句を追加したものであります。次に、No22、素案103頁、1市対策本部の設置指定が行われている場合ですが、これは、錯誤による語句の訂正でございます。そして、No23からNo26は、資料編でございます。No23、No26は、行政組織の改正に伴うものでございます。No24、No25は、記載漏れによる訂正でございます。別紙9、別紙10の14頁、15頁で変更前、変更後の比較表がございますので併せてご覧下さい。以上26ヶ所でございます。

・会長（市長）

「説明が終わりました。国立市国民保護計画（素案）の変更箇所一覧について、一括して何かご意見、ご質問、ご提案はございませんか。

・遠藤委員

103頁市対策本部の設置指定が行われていない場合のところで質問ですが、

テロ以外で放射能漏れとかいろいろあると思いますが、このような時マスコミ等のほうが情報が早いと思いますが、国からの指示や要請がないなどその場合でも自動参集すべきなのかどうでしょうか。

・事務局 加藤課長

対策本部を設置するかどうか、その場合自動参集すべきかどうかのご質問ですが、素案の46頁をお開き下さい。下から4行目の※2のところに災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故とされている。とありますが、このような場合には、災害対策本部を設置することとなります。その場合、消防団については基本的に地震の場合には、震度5強以上で自動参集になっていると思いますが、それ以外ですと私どもからご連絡してお集まりいただくということになっております。

・遠藤委員

わかりました。

・会長（市長）

その他、ご意見いかがでしょうか。

・太田委員

想定されております武力攻撃の規模から考えますと、No9にあります市対策本部の開設のところで、通信手段で電話、FAX、電子メール等と書いてありますが、想定される武力攻撃ですと、そのような施設が破壊された場合、通信手段（電話系統）を失ってしまうことになると思いますが、そういった場合の対策も十分考えておくべきだと思いますがいかがでしょうか。

・事務局 加藤課長

第3回会議時の時にもご説明させていただきましたが、市としてMCA無線機を配備しております、これは常時95局あり原則この無線機を使用します。

基地局が二か所あり（八王子「高尾山」・新宿）万が一この二か所が不能になった場合は、連絡手段がなくなってしまう場合も考えられます。

・会長（市長）

いかがでしょうか。非常に難しい質問でございますが、いわゆるすべての通信手段が無くなった場合の対応とのことですが、今後東京都との協議の中で最悪のシナリオをどう描いていくのかが議論になるかと思えます。

他にご質問いかがでしょうか。無ければ、次に進めたいと思います。

それでは、議題の中に第5編の審議がありますが、99頁をお開きいただきたいと思えます。第3回時にすでにご説明をさせていただいておりますので、今回ご意見があれば承りたいと存じます。

・鈴木委員

100頁の危機管理体制の強化の項目ところで、大規模集客施設等との連携がありますが国立市において大規模集客施設があるのかどうかと医療機関、大学

及び研究機関等との連携はあるのでしょうか。

・事務局 加藤課長

まず、1点目の大規模集客施設でございますが、これは、10,000平方メートル以上の施設となっております。国立市内では国立駅前のせきやビルとスーパーバリューの2つの施設となっております。2点目の医療機関、大学及び研究機関等との連携でございますが、医療機関、診療所を別としまして病院が2ヶ所ございます。こちら先ほどご説明いたしましたMCA無線機を配備しておりまして、毎月1回は通信訓練を行っております。大学におきましても2校ございまして同じような訓練をおこなっております。専門学校においては、現時点での連携は行っておりません。

・会長（市長）

他に何かご質問ございませんか。

・東委員

103頁に3警戒対応のところ、大規模集客施設、ライフライン施設等に対して警戒対応の強化を要請する。とあり、100頁の1危機管理体制の強化のところにも大規模集客施設・医療機関・養護学校・大学・専門学校等の概要を把握するとともにとありますが、この表現は100頁と同様にしたほうが良いのではないのでしょうか。

・事務局 加藤課長

只今のご提案でございますが、100頁の表現がより具体的になりますので、103頁も100頁と同様に大規模集客施設・医療機関・養護学校・大学・専門学校等の表現を追加したいと考えます。

・会長（市長）

103頁の警戒対応のところ、テロ等の発生に備える必要があると判断した場合となっており、これは事前段階のことであり100頁については発生時の場合であり、このところの表現は同じで問題はありませんか。

・事務局 加藤

100頁の場合はテロ等の可能性がある場合、103頁は平時の場合であり表現としては同じで問題ないと考えます。

・会長（市長）

他にございませんでしょうか。無ければ次に進めさせていただきます。

103頁に警戒対応の基準とありますが、これはどのような内容ですか。

・事務局 加藤

103頁の警戒対応の基準ですが、これは、東京都管理の施設に対するテロ等の基準を定めておりまして、レベル1の通常警戒からレベル4の嚴重警戒までございます。平成18年に定められてから、ずっとレベル2の中度警戒であり国外でテロ等の発生があったため国内への影響が懸念される場合という状況が続いております。平成20年の洞爺湖サミット、平成22年のAPECの開

催時にはレベル3の高度警戒になった経過がございます。

・会長（市長）

他に何かご指摘等ございませんか。無ければ、国立市国民保護計画素案(第5編・資料編)の審議について終了させていただきます。

次に議題4に移りたいと考えます。

(8) 議事4 国立市国民保護計画（素案）に対する意見募集について

・事務局、箕島 意見募集の資料についての説明

それでは、意見募集の（案）でございますが、資料をご覧ください。この意見募集ですが、今回、国立市がこの計画を作成する上で広く市民の皆様からご意見を伺いこの計画に反映させるためのものがございます。最初に意見募集期間についてですが、平成25年の1月23日（水）から2月12日（火）までとし、3週間を見込んでおります。資料の閲覧場所として、市役所総務部防災課と市民コーナー（市役所1階市民ロビー、情報公開コーナー）、北市民プラザ、南市民プラザを考えております。

また、電子データでの閲覧を可能にし、ダウンロードができるよういたします。

閲覧資料は国立市国民保護計画素案、資料編素案すべてでございます。意見の提出先、提出方法といたしまして、任意の様式にご意見（内容）、住所、郵便番号、氏名、電話番号を記入の上、いずれかの方法により提出するものとします。（書面又はEメールでの提出とします。）

- 1 持参の場合・・・防災課（市役所1階）※市役所開庁日に限ります。
- 2 郵送の場合・・・次の宛先まで郵送して下さい。

〒186-8501 国立市富士見台2丁目47-1  
国立市役所 総務部防災課

- 3 FAXの場合・・・042-576-0264まで
- 4 Eメールの場合・・・くにたちメールBOX

※件名を「国立市国民保護計画（素案）に対する意見」として下さい。

- 5 意見等を提出できる方・市内に在住・在勤・在学の方、市内に事業所等を有する方、及びその他利害関係者  
意見の取扱いについては、次のとおりです。

「提出された意見に対する個別の回答は行いませんが、意見を整理して市の考え方をホームページ等で公表いたします。なお、くにたちメールBOXで、市からの回答を「必要」としても個別の回答は行いません。

問合せ先として、次のとおりとなっております。

〒186-8501 国立市富士見台2丁目47-1 国立市役所 総務部防災課  
電話代表042-576-2111

意見募集の実施をしていることを市民に周知する必要があることから、市報の2月5日とくにたちメール配信で実施していることを周知していけれ

ばと思っております。以上で、国立市国民保護計画（素案）の意見募集の実施についてのご説明を終了いたします。

・会長（市長）「説明が終了しました。国立市国民保護計画（素案）の意見公募の実施について、何かご意見、ご質問、ご提案はございますか」

意見募集について、2月12日までとなっており次回の協議会が2月15日となっております。意見募集の結果について協議会への報告はどうなりますか。

・事務局 簗島

2月15日の協議会時のこの意見募集の集約と経過を報告できるかと思えます。

・会長 意見募集について、市民の方から協議会にお諮りしたほうが良いとの案件がでた場合の対応はどのようになりますか。

・事務局 簗島

その場合には、当然次回の協議会に案件をお諮りをし決定をしたいと考えます。

・会長（市長）「他にはいかがでしょうか。この件に関してご意見、ご質問ございますか。

・阿部委員

会長(市長)の意見とも関連いたしますが、市民から意見が出た時の取りまとめですが、2月12日で締め切って2月15日までの3日間で作れますか。

・事務局 加藤

事務局といたしましては、市民の方から意見が届いた都度、回答を用意しておきます。しかし、事前に委員の方々にはお示しすることができませんので協議会当日ということになります。

・阿部委員

意見募集の期間として約3週間が設定されていますが、通常のパブリックコメントの標準的な期間ですか。少し短いような気もしますが。

・事務局 加藤課長

行政手続法では、標準期間として1ヶ月以上と決められております。国立市では、パブリックコメントの指針等が設けられておりませんので、最近の例ですと環境の関係では2週間の期間で実施しました例がございます。そのようなことから判断しまして最大3週間という期間を設けました。

・阿部委員

この国立市の国民保護計画はとても大事なものであり、議会の中でもこの計画が必要であるとか必要でないとかあったわけで、一般の市民の方々のパブリックコメントはとても重要なことであると考えます。今、市民に周知する方法として2月5日の市報、メール配信、ホームページという説明がありましたけれど、まず市民の方々にこのようなご意見を受け付けしているということを周知するのがあると思えます。そのようなことから期間を1ヶ月にできないか考え

ていただきたいと思います。それとも3週間というのは何か今後に影響あるのかでしょうか。

・事務局 加藤課長

次の会議の日程が2月15日でありますので、その時に意見募集の内容をお示しする予定でありますのでそのように決めさせていただきました。

・阿部委員

わかりました。それでは、市民の方々の周知徹底されますようよろしくお願いいたします。

・会長（市長）

他にございますでしょうか。挙手をお願いいたします。

他に無いようでしたら前に進ませていただきます。

#### (9) 議事5 その他

特になし。

### 3 今後の予定

・事務局 簗島

・次回の会議日程について

第5回国民保護協議会日程 「計画原案の決定」

日時 平成25年2月15日(金)

1時30分から午後3時00分まで

場所 くにたち市民総合体育館 2階会議室

・市議会総務部文教委員会への報告

・条例の制定について（国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例）

・国民保護法第35条第5項に基づく東京都の協議

・市議会報告・公表の実施

### 4 閉会

### 5 配布資料

- 第4回国立市国民保護協議会次第及び席次表
- 第3回国立市国民保護協議会議事録
- 第3回会議時の提案に基づく修正について
- 国立市国民保護計画（素案）の変更箇所一覧
- 素案の差し替え（49～50頁）
- 意見募集の実施について（案）

### 6 傍聴人の数

2名



国立市国民保護協議会委員名簿

委員数 29名

	法の位置付、委員区分及び職名	氏名	状況
	(法第40条第2項の市長)		
会長	国立市長	佐藤 一夫	出席
	(法第40条第4項第1号の指定地方行政機関の職員)		
委員	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長(管理第二課:笹本)	田村 央	代理
	(法第40条第4項第2号の自衛隊に所属する者)		
委員	陸上自衛隊第一師団第一後方支援連隊第一整備大隊長	藤江 肇	欠席
	(法第40条第4項第3号の都道府県の職員)		
委員	東京都多摩立川保健所 企画調整課長(課長補佐:女屋 達夫)	前川 久恵	代理
委員	東京都北多摩北部建設事務所長	谷本 俊哉	欠席
委員	東京都多摩水道改革推進本部立川給水管理事務所長	太田 寛	出席
委員	警視庁立川警察署長(代理:警備課長 丸山 研一郎)	藤本 正夫	代理
	(法第40条第4項第4号の副市長)		
委員	国立市副市長	永見 理夫	出席
	(法第40条第4項第5号の教育長及び消防吏員、消防団長)		
委員	国立市教育委員会教育長	是松 昭一	欠席
委員	東京消防庁第八消防方面本部長	松浦 和夫	欠席
委員	東京消防庁立川消防署長(警防課長:横田 雄一)	田村 正造	代理
委員	国立市消防団長	遠藤 久	出席
	(法第40条第4項第6号の市職員)		
委員	国立市企画部長	薄井 敏男	出席
委員	国立市総務部長	竹内 正美	出席
委員	国立市健康福祉部長	雨宮 和人	出席
	(法第40条第4項第7号の指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員)		
委員	国立市医師会会長	松尾 一久	欠席
委員	㈱NTT東日本-東京 オフィス営業部 第4エリア営業部門長 (代理:第4エリア営業第1営業担当課長 小野田 博行)	寺田 美秋	代理
委員	東京電力㈱立川支社長(代理:総務グループマネージャー 勝井啓文)	久世 祐輔	代理
委員	東京ガス㈱多摩支店長	安藤 広和	出席
委員	東日本旅客鉄道㈱八王子支社国立駅長	久保 素弥子	出席
委員	日本通運㈱多摩支店長	鈴木 仁	欠席
委員	日本郵便㈱国立郵便局長	大森 真喜雄	出席
委員	国立市歯科医師会会長	松浦 孝志	出席
委員	国立市薬剤師会会長	中川 紀美子	出席
委員	(社)東京乗用旅客自動車協会広報委員会副委員長	原田 弘司	出席
	(法第40条第4項第8号の国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者)		
委員	国立市議会議長	阿部 美知子	出席
委員	国立市議会総務文教委員長	東 一良	出席
委員	国立市建設業協会会長	鈴木 康幸	出席
委員	国立市自主防災組織連絡協議会副会長	宮崎 一郎	出席